

県議政調費返還請求控訴審判決

39議員合計7232万円が違法と認定



県の控訴を斥ける

仁坂知事上告せず確定

大阪高裁において1月30日にあった和歌山県議政務調査費違法支出金請求控訴事件の判決は、県議39人分合計約7797万円の違法を認容していた和地裁判決を不服として請求棄却を求めている県の控訴を斥け、同議員ら合計約7232万円の違法を認め、同県議らに返還請求するよう仁坂吉伸知事に再び命じました。県は、上告は行わず、大阪高裁判決が確定しました。私達の請求額からすれば約半額ですが勝訴といえる判決です。

和歌山県が、昨年初めに、和歌山県議39人の02～05年度の政務

調査費支出合計約7797万円が違法であるとした和歌山地裁判決

を不服として、大阪高裁に控訴していた県議

の棄却を求めている県

の控訴を斥け、県議39人分の02～05年度の支出合計約7232万円が違法であるとして、

同県議らに返還請求するよう再び命じました。

この控訴は県側のみで、提訴した私達は、

同県議らに返還請求するよう再び命じました。高裁判決は約565

万円を減額しているものの、判決内容においては、基本的に和地裁判決を引用踏襲しています。和地裁判決が政務調査用事務所に併用する後援会や政党支部、政治団体などの事務所がある場合、併用数で按分した部分を越える支出を違法としていることや、調査研究の目的外支出であると指摘した部分は、大阪高裁判決でも同じように違法としています。

私達の請求額合計約1億5200万円(40人分)からすれば、違法が認められたのは約半額ですが、勝訴といえる判決です。

判決が確定した以上、違法支出が指摘された議員らは早期に返還すべきです。



「高裁判決を語る」

喜び合える追及の成果

阪谷 和歌山県議政務調査

費の高裁判決は、地裁判決に引き続き、再び、違法支出を認定しました。

よかったですね。

畑中 はい。違法が認められて、とても喜んでいきます。それも地裁判決に近い合計約7232万円の違法が認められましたから。

井上 地裁の違法を認定し



た部分を取り消し、私達の請求の棄却を求めた県の控訴は斥けられたと。

畑中 そういうことです。

そのまま採用

和地裁判決の判断基準

迫間 地裁判決と比べれば、僅かですが減額されましたね。

井上 地裁の認容額が合計約7797万円でしたから、約565万円の減額です。

阪谷 減額の理由は？
畑中 主に2点です。
迫間 それは。

追及の成果として、みんな喜びましょう。

て按分するという手法がとられています。

迫間 加算する支出が多くなれば、認められる政務調査費の支出も多くなるということですか。

畑中 そうです。で、加算できる団体の支出を証する書類が高裁で提出さ

按分の基本割合

事務所の併用数

畑中 地裁判決で、支出の裏付けがなく違法とされた支出について、高裁で領収書等の提出があり適正な支出と認められているケースです。

迫間 2点目は、
畑中 按分する際、政務調査用事務所に併設する後援会などの支出を加算し

井上 按分が、どうも分かり辛い。頭が悪いから。
阪谷 井上さんの頭が悪いからではありませんよ、それは。

れ、それによって、認められる政務調査費の額が増えたということです。
阪谷 そういうことからすると、判決の枠組みというか、判断基準はかわっていないと。
畑中 そのまま採用しています。



畑中 前提として、政務調査費は政務調査研究活動にしか使途することができません。しかし、議員の活動にはいろんな側面があります。



和歌山地裁判決の時に記者会見した原告らと弁護団

井上 議員活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動とかということですか。
 畑中 そうです。それらは政務調査活動に属さない活動です。分かちがたい。それらの活動は日常的に

行われているとして、判決は……。
 阪谷 判決は、按分するにしているのですか。
 畑中 そうです。それも事務所の併用数を按分の基礎としているのです。たとえば……。
 迫間 たとえば。
 畑中 政務調査用事務所と後援会及び政党支部が、同じ所在であれば3分の1を超える部分は政務調査費から支出することはできませんよ、として違法としているのです。
 井上 なるほど、そういうことですか。
 畑中 高裁段階で県は、併用する後援会などの支出がゼロだから、活動しておらず、それを按分するのは不当だ、などとする反論を行っていました。が、その反論も斥けました。
 井上 ヘー、そうなの。収支がゼロでもだめだと。
 畑中 政治団体は政治活動

するために存在しているのであって、収支の記載だけで、活動をしていないとは推認できない、としています。
 井上 それはそうだ。それは明快だ。
 畑中 按分割合は、支出区分に關係なくそこでの支出全般に適用されることもポイントです。

そのまま認定

政務調査の目的外支出

毛髪活性剤 歯磨き粉
 金封 ポチ袋 花代など



阪谷 地裁判決では、毛髪活性剤や歯磨き粉代、DVDソフト「Shall We Dance?」などが違法とされた件は？
 井上 そうした違法は、他にもたくさんありました。ポチ袋や金封に、年賀や暑中しがき代もそうでした。
 迫間 ブロンズに、花代、肩書き筆耕料、ポイントの利用代、2冊目以上の県民手帳代、同様に2冊目以上の県職員録もありました。
 井上 子供の学用品とみなされたガムと同時に購入していたポスターカラーや書道用品代など。それに、電動歯ブラシの交換替え歯ブラシ、モニター。1台目のノートパソコン購入から4

まだまだある目的外支出

家族の携帯使用料

退職直前に購入したパソコン等

重複したインターネット使用料

後援会の政治活動費として支出された印刷費

か月後に購入したノートパソコンもそうでした。阪谷 家族の携帯電話使用料も。

井上 それはファミリー割引対象となっている親回線でない回線の使用料でした。

阪谷 それに額縁代、対象年度外の支出もありまし



た。

迫問 まだまだあります

よ。支払先が多様な商品を買った店から購入した内容が明らかでない商品。他の選挙に立候補することの表明後、辞職する直前に購入したパソコン等。後援会の政治活動費として支出された文書印刷代。重複したインターネット使用料。

阪谷 議員自身が運営する会社に支払った賃料。

井上 それは、議員が代表取締役、妻と子が取締役、母が監査約としている会社でした。

阪谷 議員の陳述のみの裏

付けのない支出もそうでした。

畑中 たくさん挙げられました。ですが、それらは、

違法認容額

金額ワースト一位 向井議員
100%違法 亡阪部議員



すべて高裁でも違法とされています。阪谷 地裁の判断がしっかりしていたのでしょうか。畑中 ええ、そう思います。

30万円の大沢議員ですね。

畑中 そうです。使途した額が議員により異なります。使途した額に対する違法額すなわち、違法率が一番高率の議員は、100%違法だった亡阪部議員です。

井上 亡阪部議員は説明すら一切しなかったから。

迫問 次いで93%の野見山議員、85%の大沢議員のようですね。

畑中 そうです。

阪谷 畑中さんは、勝訴といえる判決だと言っておられますが、それは？

畑中 私達は、領収書を開示しないことから、第二の歳費のような使い方をしているのではないかと批判し、その是正を目的にしています。

井上 ですね。

畑中 今回の判決は、併用実態から、使途基準に

迫問 議員毎の違法とされた金額は分かれますか。

畑中 はい、一覧表を、次ページに掲載しましたのでご覧下さい。

阪谷 違法認容額の金額

の一番高額は。

畑中 ワースト一位は約497万円の向井議員です。

井上 ワースト二位は約439万円の亡阪部議員であり、三位は約4

各議員の違法認容額等

	議員名	使用額	違法金額	違法率
1	向井 嘉久藏	7,556,212	4,970,167	66%
2	亡阪部菊雄	4,394,000	4,394,000	100%
3	大沢 広太郎	5,071,902	4,306,260	85%
4	野見山 海	3,878,314	3,612,051	93%
5	花田 健吉	5,298,859	3,565,827	67%
6	井出 益弘	5,491,053	3,431,018	62%
7	浅井 修一郎	5,136,364	3,185,527	62%
8	小川 武	5,280,554	3,106,353	59%
9	平越 孝哉	6,187,391	2,622,557	42%
10	谷 洋一	3,728,041	2,521,814	68%
11	前芝 雅嗣	3,773,068	2,314,530	61%
12	藤山 将材	4,607,458	2,242,605	49%
13	門 三佐博	4,811,406	2,126,593	44%
14	木下 善之	4,002,840	1,955,546	49%
15	中村 裕一	2,942,977	1,905,512	65%
16	浦口 高典	2,467,635	1,826,113	74%
17	山田 正彦	5,511,230	1,790,670	32%
18	森 正樹	4,563,236	1,788,501	39%
19	和田 正人	2,653,230	1,752,634	66%
20	亡江上柳助	2,504,660	1,702,937	68%
21	吉井 和視	5,242,680	1,652,436	32%
22	下川 俊樹	3,189,118	1,580,301	50%
23	尾崎 太郎	3,300,000	1,550,000	47%
24	尾崎 要二	3,830,187	1,495,748	39%
25	角田 秀樹	1,914,317	1,315,434	69%
26	前川 勝久	4,492,590	1,132,167	25%
27	東 幸司	4,092,181	1,083,905	26%
28	坂本 登	3,108,512	1,015,699	33%
29	須川 倍行	2,495,195	1,012,659	41%
30	長坂 隆司	5,350,611	885,931	17%
31	玉置 公良	2,679,447	864,084	32%
32	飯田 敬文	3,155,965	849,351	27%
33	新田 和弘	1,222,475	836,006	68%
34	山下 大輔	2,281,923	621,729	27%
35	松本 貞次	4,359,210	457,769	11%
36	新島 雄	612,129	317,391	52%
37	富安 民浩	3,990,000	259,498	7%
38	町田 亘	757,850	220,465	29%
39	宇治田栄蔵	3,940,000	46,953	1%
40	山下 直也	2,153,006	0	0%
	計	152,027,826	72,318,741	48%

全国で活用 できる判決 按分の手法

適合した支出がされなかつたことが一応推認できるとし、県側において十分な反証を行わない場合は違法な支出となるといっているからです。

阪谷 それは、議員らに違法でないことの裏付け、立証責任を負わせているということですね。

畑中 そうです。支出の説も裏付けもないものは許さないとしているから

です。

迫間 注目に値しますね。畑中 事務所の併用数での按分は、全国で活用できる判決だと思います。

井上 判決は、平成17年度まででした。それ以降にも活用できますね。

畑中 もちろんです。

阪谷 高裁判決は確定しました。

井上 仁坂知事、上告しなかつたから。

畑中 私達は、控訴もせず、早期の是正を求めています。したがって、確定は大歓迎です。

井上 これで証明されました、議員の第二の歳費になつていくという批判の正しかつたことが。

阪谷 大きな成果ですね。私たちの追及の。

畑中 この勝利を喜びましょう、みなさんで。



当面の予定

- 3月17日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 3月26日 PM 6:00 ~
第6回全員会議
- 4月15日 AM 10:00 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟の裁判(和歌山地裁)
- 4月22日 PM 6:00 ~
第18回定期総会
- 4月28日 PM 4:00 ~
編集会議
- 5月20日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 5月28日 PM 6:00 ~
第1回全員会議

第18回定期総会の ご案内

第18回定期総会を下記のとおり行いますので、是非、
こぞってご参加下さい。

日時 4月22日(火) PM 6時 ~
場所 和歌山合同法律事務所
会議室

裁判情報

県議・政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

・ 和歌山地裁裁判

裁判は、2月25日に行われました。大阪高裁判決をうけてそれぞれ主張を書面で提出することになっています。

次回、4月15日午前10時からです。

次回会員会議の ご案内

日時 3月26日(水)午後6時 ~

場所 和歌山合同法律事務所

会議室

こぞってご参加下さい

